

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

町は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1 基本的な考え方

町は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑にほかの地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、更なる連携の強化に努める。

第2 相互応援（受援）体制の整備

- 1 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に実施できるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- 2 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- 3 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の整備環境

町、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分たちで守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等避難行動要支援者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災組織の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際は、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所等まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられているので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資器材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資器材の整備に努めるとともに、これら資器材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡を取る防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときには、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難勧告、指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火

災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所等へ誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、町内会等地域住民の協力のもと早期に避難させる。

(5) 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版(DOはぐ)等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

3 救護活動

町内における高齢化の進展状況をみると、大規模災害時における高齢者の保護、安全確保については、町と町内会、自主防災組織等が協力して、次のような活動を実施する必要がある。

- (1) 住民の安全確保と保護
- (2) 医療手配等の応急的対応
- (3) 避難誘導援護

第5 育成の方法

町内会の代表者に対し、自主防災組織の意義を強調し、十分に意見を交換するとともに地域の実情に応じた組織の育成を指導するものとする。

また、自主防災組織の設置もしくはその活動において、防災知識や技術を身につけた指導的役割を果たす人材が必要不可欠であることから、町は「北海道地域防災マスター」等の防災リーダーとなる人材の養成に努める。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

第1 避難誘導體制の構築

- (1) 町は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする
- (3) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在にかかわる応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- (5) 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを予め定めるよう促すものとする。
- (6) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (7) 町は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

第2 避難場所（一時的に避難するグラウンド等）の確保等

- (1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、※異常な現象の種類ごとに、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、予め当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃か

ら住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

※異常な現象の種類

- ①地震 ②洪水・内水氾濫 ③崖崩れ、土石流及び地滑り ④大規模な火事
- (2) 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
 - (4) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
 - (5) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 避難所（一定の期間避難生活をする場所）の確保等

- (1) 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、予め当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

| | |
|-----|---|
| 規 模 | 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。 |
| 構 造 | 速やかに、被災者等を受入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。 |
| 立 地 | 想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。 |
| 交 通 | 車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。 |

- (2) 町長は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が確保されること。
 - ウ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 町は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
 - ア 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者の受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - イ 社会教育センター等を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生

活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

(6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

(7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第4 避難誘導體制の整備

災害の危険性が高まり、住民が避難する事態が発生した場合には、混乱なく安全に避難できるよう適切な避難誘導が不可欠であり、事前の避難環境づくりが重要である。

避難及び避難誘導にあたっては、避難者自らの自力救済を原則として、自立的な生活再建を支援するという観点から避難者支援を講ずるものとするが、要配慮者には福祉的観点から、きめ細やかな配慮に努めるものとする。

そのため、職員は「第4章第7節避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」、「第5章第3節避難対策計画」に示す活動方法・内容等の習熟に努めるとともに、避難誘導體制の整備にあたって、次のとおり実施することとする。

1 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町は、適時・適切に避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始（以下、「避難勧告等」という）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。そして、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 防災ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次の誘導體制を整備する。

(1) 避難誘導を必要とする場合、町は避難対策班の統括のもと、消防団等との連携を図り、組織的に

避難誘導をできるよう整備する。

- (2) 風水害の場合は、浸水等のおそれがあるため、気象情報や巡視によって周辺状況を把握し、洪水ハザードマップ及び土砂災害危険箇所等の情報をもとに、浸水及び危険箇所を避け、道路の機能性や安全性に配慮した避難経路を設定することとする。

特に、浸水や土砂災害などの危険箇所のある地区においては、地区の避難所が利用できない場合も想定に加え、避難判断基準をもとに早期に避難情報を発令し、避難を開始することとする。

- (3) 町は、避難判断基準を参考に特に要配慮者、危険箇所付近の住民の安全な避難を最優先に実施することとする。
- (4) 避難実施にあたっては、原則として徒歩による避難とするが、目的の指定緊急避難場所までの距離が離れていたり、要配慮者の円滑な避難が求められる場合は、地区の避難所等を一時集合場所に設定し、状況に応じて誘導員の配置や車両による移送等による集団避難等についても対策を講じることとする。

4 自主避難体制の整備

町は、住民が豪雨等による災害の発生する危険性を感じたり、土砂災害などの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じてその啓発に努める。

5 避難情報の伝達体制の整備

避難指示（緊急）等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう次の点に留意し、予め伝達系統や伝達体制を整備しておく。

- (1) 電話等を利用して伝達する。
- (2) 住民組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- (3) サイレン、消防信号をもって伝達する。
- (4) 広報車における呼びかけにより伝達する。

6 指定避難所の整備等

町は、指定した避難所について、必要な設備資機材等を配置し、避難所としての機能の整備に努めるものとする。

また、町が新たに施設、公園等の整備をするにあたっては、災害時における避難所としての機能についても十分に考慮するものとし、避難対策を促進するものとする。

7 要配慮者に対する避難誘導體制及び指定緊急避難場所等の指定・整備

要配慮者が適切に避難できるよう次の点に留意し、平常時から要配慮者に係る避難誘導體制の整備に努めることとする。

(1) 避難情報の伝達体制及び避難誘導體制の確立

要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の確立に努めるものとする。

その際、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも個人情報の扱いには十分留意するものとする。

(2) 避難準備・高齢者等避難開始の活用

要配慮者が安全に避難できるよう、避難準備・高齢者等避難開始を活用することとする。

特に土砂災害が発生するおそれのある地区に住む要配慮者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるよう、早期の発令に努める。

(3) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

町は、地域住民をはじめ、自主防災組織など、地域ぐるみの避難誘導等の方法について予め定めておくこととする。

また、学校、認定こども園、医療機関、介護事業所等の施設管理者は、適切な集団避難を行うこととする。特に認定こども園等では、職員の多くが女性であるため、消防団員や父母の協力が得られるような対策を講ずる。

(4) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難所及び避難場所や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

なお、避難所においては、介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、介護等のためのマンパワーの確保など、避難所における避難生活に配慮する。

第5 避難路の安全確保

町は、避難場所（施設）への避難経路の安全を確保するため、次のことに留意する。

- (1) 避難場所（施設）へ至る主な経路となることが予想される道路について、避難にあたっての危険個所の把握、十分な幅員の確保、延焼防止、がけ崩れ等のための施設整備に努めるものとする。
- (2) 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。

第6 町及び関係機関の避難計画

町及び関係機関は、住民、特に高齢者、障がい者等の要配慮者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難支援計画を作成する。

なお、避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップ作成に努めるものとする。

また、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

1 町の避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、高齢者、障がい者等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達方法（「職員初動マニュアル」）
- (2) 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所・避難所への経路及び誘導方法

- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
 - (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - エ 衣料、日用必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
 - (6) 避難場所・避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
 - (7) 避難に関する広報
 - ア 登録制メール
 - イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - ウ 避難誘導者による現地広報
 - エ 自主防災組織及び住民組織を通じた広報
- 2 防災上重要な施設の管理等
- (1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するよう努めるものとする。
 - ア 避難の場所（避難場所、避難所）
 - イ 経路
 - ウ 移送の方法
 - エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - オ 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法
 - (2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などにに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- 3 被災者の把握
- 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や収容避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。
- このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、個人データの取扱いには十分留意しながら、災害時用の住民台帳（データベース）などを作成し、避難状況の把握に努めるものとする。
- 4 公共用地等の有効利用への配慮
- 北海道財務局、道及び町は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効利用に配慮するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全の確保については、この計画の定めるところによる。

第1 安全対策

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、等の要配慮者が犠牲になる場合が多い。このため、町及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

防災関係者、福祉関係者との協力、体制の整備や平常時から要配慮者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 実施責任者及び措置内容

町長は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものの把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成するとともに庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に務めるものとする。

イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町長は、町の関係部局が保有する要配慮者に関する情報及び必要に応じ道その他の者から取得する情報を活用し、名簿を作成するものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- (ア) 要介護3・4・5の認定を受けている方
- (イ) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する方（心臓、じん臓機能障害のみで該当する方は除く）
- (ウ) 療育手帳Aを所持する方
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯の方
- (オ) 道が把握している難病患者の方
- (カ) 妊産婦、3歳未満の幼児
- (キ) 上記に準ずる状況にあつて、避難行動に何らかの支援が必要な方

エ 避難支援等関係者への名簿の提供

町長は、災害の発生に備え、砂川地区広域消防組合奈井江・浦臼支署、砂川警察署、奈井江町民生委員児童委員協議会、奈井江町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供できるものとする。

町長は、災害の発生時について、砂川地区広域消防組合奈井江・浦臼支署、砂川警察署、奈井江町民生委員児童委員協議会、奈井江町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意の有無に係わらず、避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

オ 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、年3回更新するものとする。

カ 名簿情報の保護に関する事項

町長は、名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由など、秘匿性の高い個人情報も含まれる為、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。また、受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導するなど、名簿の提供を受けるものに対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

キ 名簿記載内容

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 全各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

ク 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受け又は、知ったときは当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

また、必要な通知又は警告をするにあたっては、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

ケ 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援活動時に支援者本人又は、その家族等の生命及び身体の安全を守ることを最優先とし、地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮すること。

- (2) 避難行動要支援者に対しては、地域ぐるみの協力の下きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。
- (3) 避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法について、援助者を具体的に定めておく。また、避難所や福祉避難所、避難路の指定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ利便性や安全性を

十分配慮するとともに、地域の実情に即した防災知識等の普及・啓発に努める。

- (4) 要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の態様に応じた防災教育や、防災訓練の充実強化を図る

2 社会福祉施設の対策

- (1) 社会福祉施設の管理者は、利用者や入所者が寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であることから、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、社会福祉施設の管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資器材の整備に努める。

- (2) 社会福祉施設の管理者は、災害が発生した場合において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から町との連携の下に、施設相互間及び他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等にに応じた協力が得られるよう体制の強化を図る。

- (3) 社会福祉施設の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

- (4) 社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第2 援助活動

町は、避難行動要支援者の早期発見等に努めるとともに、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

1 避難行動要支援者の発見

災害発生後、直ちにあらかじめ把握している避難行動要支援者について、居宅に取り残された避難行動要支援者の早期発見に努める。

2 避難所等への移送

避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- (1) 避難所への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

3 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居に当たり、避難行動要支援者の優先的入居に努める。

4 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

5 応援依頼

援助活動及び避難行動要支援者の状況を把握し、適宜道や近隣市町等へ応援を要請する。

第3 外国人に対する対策

町は、言語、生活習慣及び防災意識等の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう努めるとともに、住民登録等、様々な機会をとらえて防災対策について周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪問外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

第8節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害からの建築物防御に関する計画は、この計画に定めるところによる。

第1 建築物防災の現状

本町においては、市街地地区等に人口が集中しており、建築物の密集等により、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、集団的な防火に関する規制として、準防火地域を定めている。

第2 予防対策

町及び消防機関は、災害時に重要な役割を果たす施設が多く立地する町中心部や、避難所、避難路の周辺では、建築物の不燃化を図り安全性を高めるため、準防火地域・防火地域の指定に努め、建築物の不燃化の推進を図る。

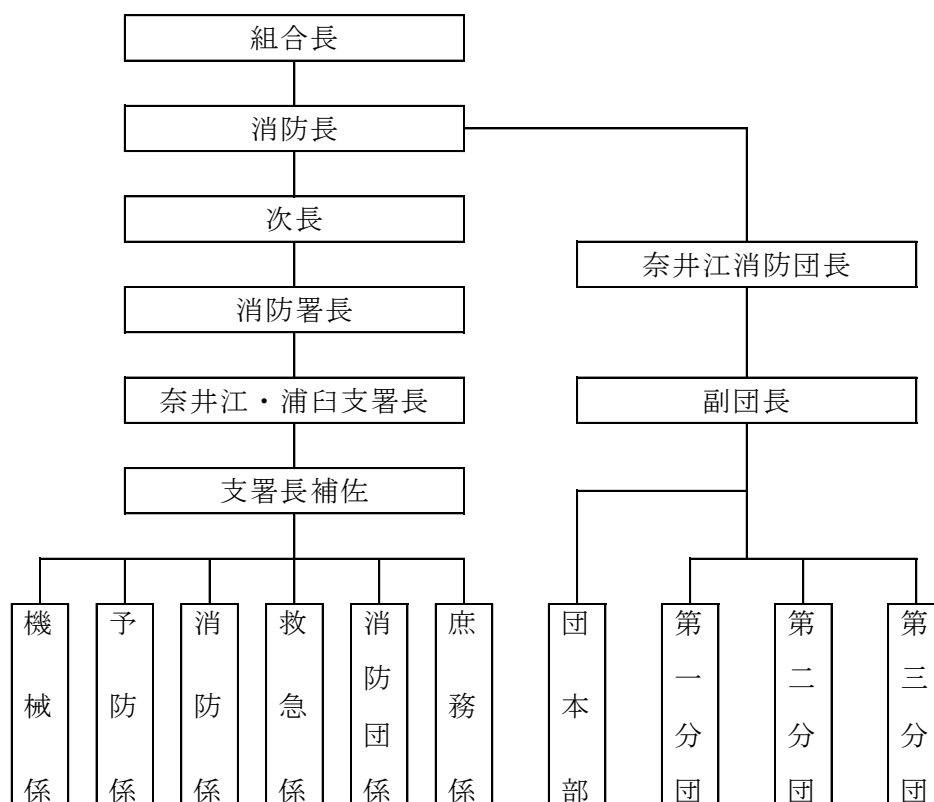
第9節 消防計画

住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災による災害を防除し、その被害を軽減するために消防機関が十分にその機能を発揮するための組織、運営等については、この計画に定めるところによる。

また、大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資器材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

第1 組織計画

砂川地区広域消防組合消防組織図



第2 火災予防計画

火災を未然に防止するため、予防査察の強化及び火災予防住民運動を促進し、火災予防の徹底を図るものとする。

1 防災思想の普及

防火運動を実施し、街頭宣伝、防火チラシ等の配布、各事業所に対する防火に関する研修及び消防訓練の指導を行い、防火思想の普及徹底に努める。

2 民間防火組織の育成

奈井江町婦人防火クラブの組織の充実を図り、これらの組織を通じて防火思想の普及に努める。

3 防火管理者の育成及び防火体制の強化

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定による防火管理制度の完全実施を図り、講習会、研修会等を開催して防火知識及び技術の向上を図るとともに防火団体を通じて防火対象物の管理体制の強化を図る。

4 火災予防査察

火災予防のため必要があると認められるときは、消防職員及び消防団員が対象物に立入検査をして火災予防に努める。

第3 火災警報及び伝達計画

町長は、消防法第22条第2項による通報を受けたときは又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発令することができる。

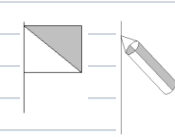
1 火災警報の発令基準

- (1) 湿度が30パーセント以下、実効湿度が50パーセント以下になったとき。
- (2) 湿度が40パーセント以下、実効湿度が60パーセント以下、風速が毎秒7メートルを超える見込みのとき。
- (3) 毎秒10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

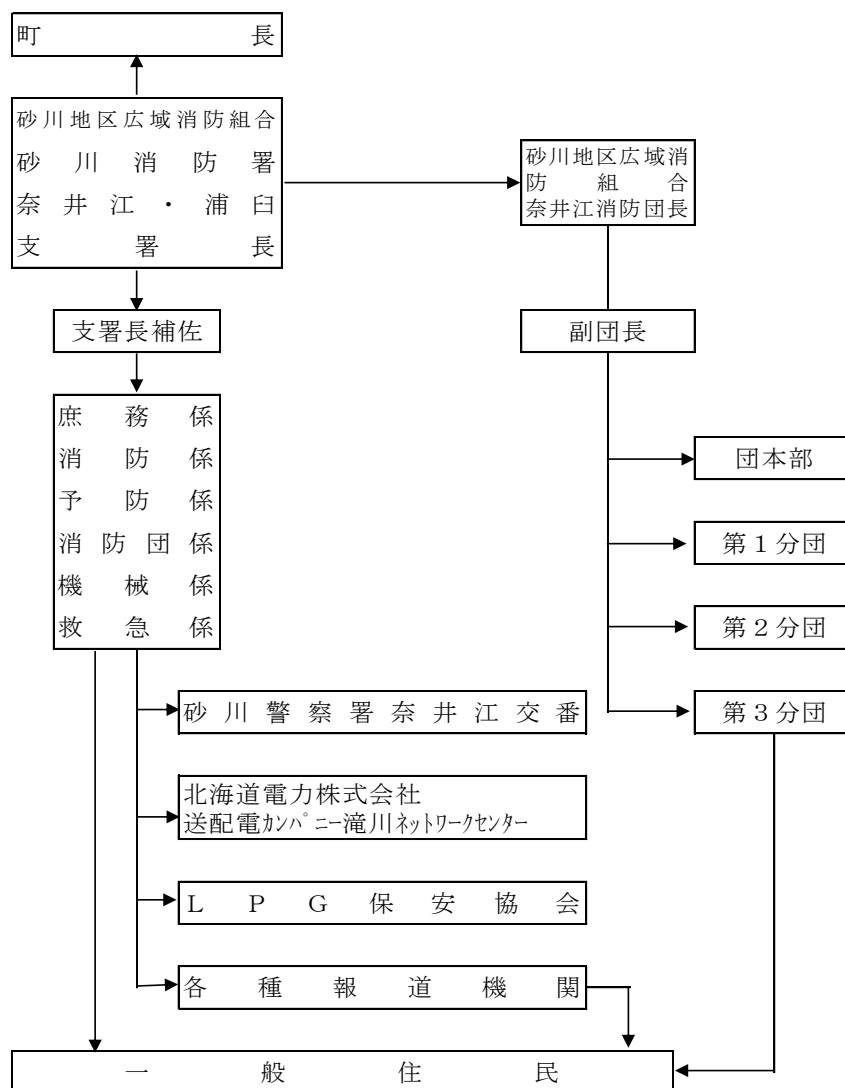
2 火災警報解除

町長は、気象の状況が火災予防上危険がない状態に至ったと認めるときは、速やかに火災警報を解除しなければならない。

3 消防信号

| | | 消 防 信 号 | | |
|----------------|---|---------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 方法 信号別 | 種 別 | 打 鐘 信 号 | 余韻防止付き サイレン信号 | その他の信号 |
| 火災 信号 | 近火信号 消防屯所から約800メートル以内のとき | ●-●-●-●-● (連点) | 約3秒 △ ●-●-●- ▽ 約2秒(短声連点) | |
| | 出場信号 署所団出場区域内 | ●-●-●●●-●-● (3点) | 約5秒 △ ●-●-●-●- ▽ | |
| | 応援信号 署所団特命応援出場のとき | ●-●●●-●●●-● (2点) | 約6秒 | |
| | 報知信号 出場区域外の火災を認知したとき | ●●●●● (1点) | | |
| | 鎮火信号 | ●●●-●●● (1点と2点との班打) | | |
| 山林 火災 信号 | 出場信号 署所出場区域内 | ●-●-●●●-● (3点と2点との班打) | 約10秒 △ ●-●- ▽ 約2秒 | |
| | 応援信号 署所団特命応援出場のとき | 同上 | 同上 | |
| 火災 警報 信号 | 火災警報発令信号 | ●●●-●●●-● ●●●-●●●-● (1点と4点との班打) | 約30秒 △ ●-●- ▽ 約6秒 | 掲示板 火災警報発令中 赤地に白字 形状及び大きさは 適宜とする。 旗 吹き流し  |
| | 火災警報解除信号 | ●●●●●-● ●●●●●-● (1点2個と2点との班打) | 約10秒 約1分 △ ●-●- ▽ 約3秒 | 口頭伝達、掲示板の撤去、吹き流し及び旗の降下 |
| 演習 招集 信号 | 演習招集信号 | ●●●-●●● ●●●-●●● (1点と3点との班打) | 約15秒 △ ●-●- ▽ 約6秒 | |
| 備考 | 1 火災警報発令信号及び傘警報解除信号は、それぞれの1種又は2種以上を併用することができる。 2 信号継続時間は、適宜とする。 3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。 | | | |

4 火災警報伝達系統図



第4 招集計画

消防長は、火災及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、その警戒警備等のために、必要に応じて消防職（団）員の招集を行う。

第5 消防職（団）員の招集

1 火災警報発令時

火災警報発令信号を認知した消防職（団）員は、速やかに署・所及び所属分団詰所に集合する。

2 通常火災

火災信号その他の方法で火災を認知した消防職（団）員は、速やかに署・所及び所属分団詰所に急行し上司の指示により行動する。

3 非常災害時

火災信号その他の方法で災害を認知した消防職（団）員は、速やかに災害現場又は署・所及び所属分団詰所に急行し上司の指示により行動する。

第6 出動計画

| 出動区分 出動種別 | 第一出動 | 第二出動 | 第三出動 | 第四出動 |
|---------------------------------------|-----------------------|---------------------|-------------------------------|---------|
| 通常の火災出動 | | | | |
| 中高層火災出動 | 奈・浦支署消防隊 2 | 奈団消防隊 3 | 砂署消防隊 1 | 砂団消防隊 1 |
| 危険物火災出動 | 砂署消防隊 1 | | 上支署消防隊 1 | 浦団消防隊 1 |
| 林野火災出動 | | | | 上団消防隊 1 |
| 車両火災出動 | 奈・浦支署消防隊 1 | 奈・浦支署消防隊 1 | | |
| 特殊火災出動 (列車、バス、 航空機、大規模 車両火災) | 奈・浦支署消防隊 2 砂署消防隊 2 | 上支署消防隊 1 奈団消防隊 3 | 砂団消防隊 1 浦団消防隊 1 上団消防隊 1 | |

第7 消防車両の状況

| 区分 所属 | 水槽付ポ ンプ車 | ポンプ車 | 救急車 | 広報車 | 大型水槽 車 | 資機材車 |
|----------|-------------|------|-----|-----|-----------|------|
| 支 署 | 1台 | | 2台 | 2台 | 1台 | 1台 |
| 第1分団 | 1台 | | | | | |
| 第2分団 | | 1台 | | | | |
| 第3分団 | | 1台 | | | | |
| 計 | 2台 | 2台 | 2台 | 2台 | 1台 | 1台 |

第8 救助用機器

| 区 分 | 数 量 |
|-------------|-----|
| 空 気 呼 吸 器 | 5台 |
| 油 圧 救 助 器 具 | 1式 |
| エンジンカッター | 1台 |

第9 山火事用資器材

ジェットシューター 5台
簡易水槽 1基

第10 近隣市町（組合）相互応援計画

町内で発生した災害において、隣接市町から応援を必要とするときは、北海道広域消防相互応援協定

に基づく申し合わせ事項により出動を要請する。

第11 救急計画

救急・救助の強化と救急及び救出活動に必要な機器の整備に努めるとともに警察、医師会等の連携を図り、救急救助活動の万全を期する。

第10節 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した奈井江町水防計画の定めるところによる。

第11節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害に対するために必要な事項は、この計画に定めるところによる。

第1 予防対策

町及び国、道は、次のとおり予防対策を実施する。

- 1 北海道森林管理局、北海道
風害を防ぐため、防風林造成事業等の治山事業を推進する。
- 2 北海道
農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の育成保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導する。
- 3 北海道及び町
学校及び認定こども園や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。
- 4 町
家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を指導する。
(家屋、その他建築物の倒壊防止、緊急措置の方法)
 - (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
 - (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取付、ロープ張り、大きな筋交の打ち付け等をする。
 - (3) 煙突、看板、瓶、立木等を針金等で補強する。
 - (4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。

第2 竜巻予防の啓発・普及

住民に対し、竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての啓発・普及を行う。

- 1 屋内にいる場合
 - (1) 窓を開けない。
 - (2) 窓から離れる。
 - (3) カーテンを引く。
 - (4) 雨戸・シャッターを閉める。
 - (5) 地下室や建物の最下階に移動する。
 - (6) 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。
 - (7) 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。
 - (8) 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。
- 2 屋外にいる場合
 - (1) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
 - (2) 橋や陸橋の下に行かない。

- (3) 近くの頑丈な建物に避難する。
- (4) 頑丈な建物が無い場合は、近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る。
- (5) 飛来物に注意する。

第12節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される大雪、暴風雪等による交通遮断等の災害の予防対策は、この計画の定めるところによる。

第1 除雪路線実施分担

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線については、次の区分により除雪を分担実施する。

- 1 国道の路線は、北海道開発局が実施する。
- 2 道道の路線は、道が実施する。（一部委託路線は奈井江町が実施する。）
- 3 町道の路線は、町が実施する。その内容は、特に交通確保を必要とする主要道路について優先して実施するものとし、雪害時に対処するため、民間機械の導入等あらかじめ即応体制を整えておくものとする。
- 4 道路除雪に係る各機関の除雪作業の基準は、次のとおりとする。

| 区 分 | 標 準 交 通 量 | 除 雪 目 標 |
|-----|--|--|
| 第1種 | 道所管：1,000台/日以上 町所管：国道、道道及び主要道との連絡幹線並びにバス路線 | 2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時においては極力2車線を確保する。（道は極力2車線確保を図っている。） |
| 第2種 | 道所管：300～1,000台/日未満の道路 町所管：消防活動路、公共施設連絡路、通学路並びに町民及び車両の通行の頻繁な路線 | 2車線幅員確保を原則とするが、乗降によっては、1車線幅員で待避所を設けることとなってもやむを得ないものとする。（道は2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常降雪時においては極力1車線以上の確保を図っている。） |
| 第3種 | 道所管：300台/日未満の道路 町所管：上記以外の居住密集地区における生活関連道路 | 1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とするが状況によっては一時交通不能になってもやむを得ないものとする。（道は2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては、1車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。異常降雪時においては一時通行止めとすることもやむを得ないものとしている。） |

第2 警戒体制

各関係機関は、札幌管区気象台の発表する防災気象情報並びに現地情報を勘案し、必要と認めるときは、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

- 1 町長は、本部設置基準により次の状況を勘案し、必要があると認めるときは、本部を設置する。
 - (1) 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

- (2) 雪害による交通マヒ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模及び範囲から緊急・応急措置を要するとき。
- 2 雪害による孤立車については、努めて機械力で救出するが、これが不可能な場合は、車内の被災者を救出して避難受入れするものとする。

第3 なだれ防止対策

住民に被害を及ぼすおそれのあるなだれ発生箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、それぞれ業務所轄区域内のなだれ発生予想区域に防止柵の設置を行い、又は標示板により住民に周知を図る対策を講ずるものとする。

第4 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力株式会社送配電カンパニー滝川ネットワークセンターは、送・配電線の冠雪及び着氷雪対策を講じ、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

第5 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- 1 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設けるなど交通の妨げにならないよう配慮する。
- 2 河川等を利用して雪捨場設定する場合は、河川管理者と十分協議の上決定するものとし、投下に際しては溢水災害の防止に努める。

第13節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害に対処するための予防計画は、この計画の定めるところによる。

第1 気象状況の把握

融雪期においては、札幌管区気象台の情報より地域内の降雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路、降雨、気温の上昇等気象状況に留意し、融雪による河川の出水の予測に努めるものとする。

第2 水防区域等の警戒

本章第2節「災害危険区域及び整備計画」に定める水防危険区域その他水防上警戒を必要とする区域を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- 1 町長は、別途の「水防計画」に定める監視を行うものとする。
- 2 町長及び河川管理者は、警察等の関係機関と緊密な連絡を取り、危険区域の水防作業、避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- 3 町長及び河川管理者は、積雪、捨雪、結氷等により、河道、導水等が著しく狭められ、融雪被害の発生が予想される場合は、出水前に河道及び導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

第3 排水施設の点検

河川管理者は、融雪出水前に樋門、樋管などの河川管理施設の整備及び点検を行うものとする。

第4 道路の除雪等

道路管理者は、積雪、結氷、滞留内水等による道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、効率的な通行の確保を図るものとする。

第5 水防資器材の整備及び点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効果的に行うため、融雪出水前に水防資器材の整備及び点検を行うとともに、関係機関及び水防資器材持ち業者と十分な打合せを行い、水防資器材の効果的な活用を図るものとする。

第6 水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は、融雪による河川の出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第14節 土砂災害予防計画

地滑り、急傾斜地崩壊（崖崩れ）、土石流等の土砂災害による災害に対処するために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

第1 現況

本町における土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づく、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、本章第2節 第2「地滑り、急傾斜地崩壊（崖崩れ）等危険区域及び整備計画」第3「土石流危険渓流及び整備計画」に定めるところである。

第2 予防対策

町は、道との連携のもと、山地災害危険地区、地滑り危険箇所等における山地治山、防災林造成、地滑り防止施設の整備を行うとともに、次のとおり予防対策を実施する。

- 1 町防災計画に土砂災害警戒情報と連携した避難勧告等の発令基準を定めるものとする。
- 2 警戒区域等の指定があったときは、町防災計画において、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ 基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがあると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地。
 - オ 救助に関する事項
 - カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項。
- 3 土砂災害警戒区域等内に前項エに掲げる施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- 4 警戒区域等の指定があったときは、町防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難に関する事項その他警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- 5 土砂災害警戒情報が発表された場合直ちに避難勧告を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難勧告等は、土砂災害警戒区域等と道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報において危険度が高まっている領域が重なった区域等を基本に発令するものとする。

第3 地滑り等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地滑り災害が発生する傾向にあり、ひとたび地滑りが発生すると、多くの住家や公共施設等に被害が発生し、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水被害にもつながる。

そのため、町及び国、道は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

1 北海道開発局、北海道森林管理局

直轄で工事している地滑り防止施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

2 北海道

地滑り防止工事に関する基本計画に基づいて、地滑り防止工事を施工するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

また、地滑り防止区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

3 町

住民に対し、土砂災害警戒区域及び地滑り防止区域の周知に努めるとともに、当該区域の災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

付近住民に対しては危険箇所及び急傾斜地等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）等の早期発見と通報協力や住民自身による防災措置（自主避難等）などについて周知するものとする。

第4 急傾斜地崩壊（崖崩れ）予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、急傾斜地崩壊（崖崩れ）災害が発生する傾向にあり、ひとたび崖崩れが発生すると、多くの住家や公共施設等に被害が発生し、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水被害にもつながる。

そのため、町及び国、道は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

1 急傾斜地崩壊（崖崩れ）予防計画

ア 北海道

急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

また、急傾斜地崩壊区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

イ 町

住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、当該区域の災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

町の管轄する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ防止柵の設置等を行うとともに、付近住民に対しては危険箇所及び急傾斜地等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）等の早期発見と通報協力や住民自身による防災装置（自主避難等）などについて周知するものとする。

2 山腹崩落防止策

ア 北海道森林管理局・北海道

森林法に基づき、森林を「保安林」として、又は森林若しくは原野その他の土地を「保安施設区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業（治山事業）を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講

ずるものとする。

また、保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採等の行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に則して機能することを確保するものとする。

イ 町

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制等について定めるものとする。

第5 土石流予防計画

1 北海道開発局、北海道森林管理局

土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る直轄砂防・治山施設について、定期的に施設点検を実施、必要に応じて適切な処理を講ずるものとする。

また、砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するとともに、各事業者間において情報交換及び連絡調整をすよう指導するものとする。

2 北海道

治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するよう指導し、治山・砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

また、砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するとともに、各事業者間において情報交換及び連絡調整をすよう指導するものとする。

3 町

住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制等について定めるものとする。

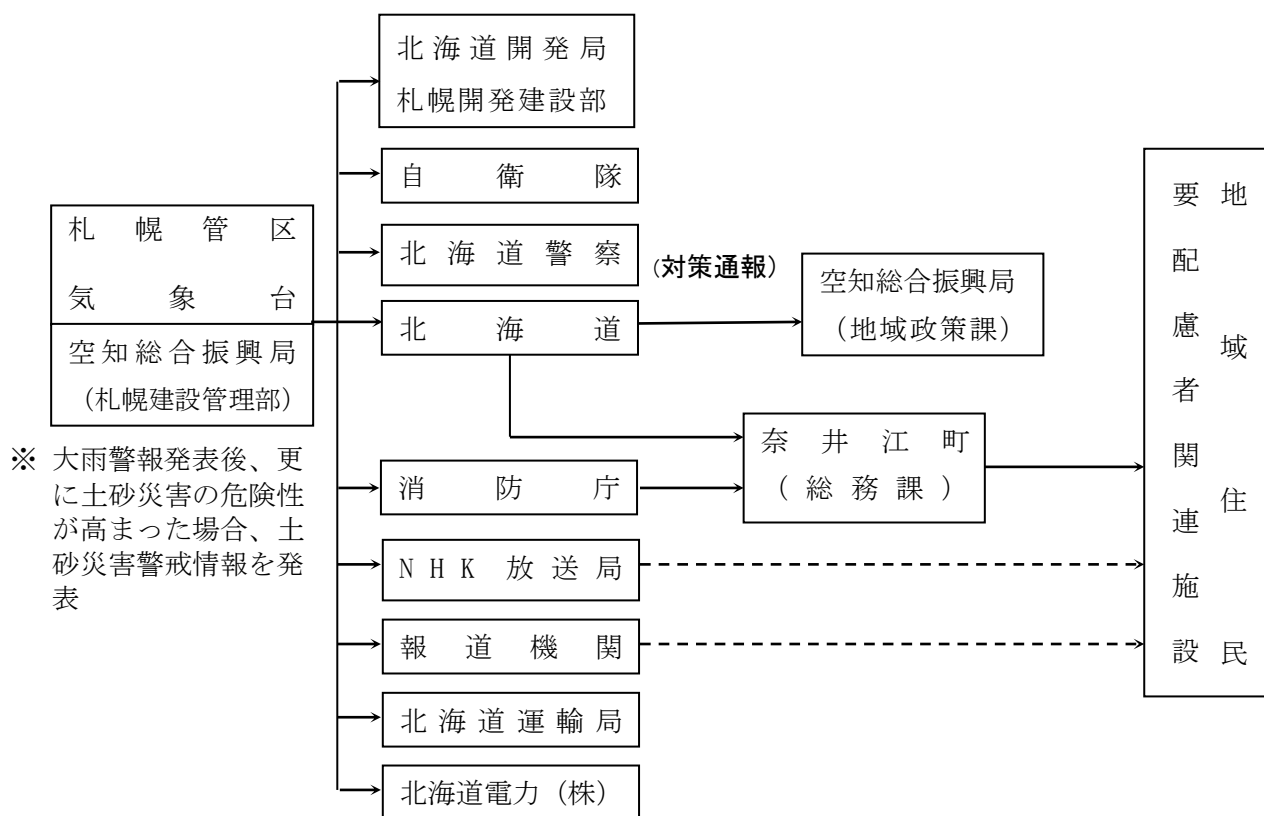
また、河川等の異常（山鳴り、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民による自主避難等の防災装置について周知・啓発を図るものとする。

第6 土砂災害警戒情報の伝達

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まったときに、市町村長が防災活動・避難勧告等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、空知総合振興局と札幌管区气象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。

なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等については、発表対象ではないことに留意する。

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は、次に示すとおりである。



第7 警戒体制

町長は、異常降雨時等により、土砂災害が予想される場合は、当該危険区域の巡視を行い、警戒に当たるものとする。

警戒巡視にあたって注意する事項は、概ね次のとおりとする。

- 1 表層の状況
- 2 地表水の状況
- 3 湧水の状況
- 4 亀裂の状況
- 5 樹木等の傾倒状況

参考として、崖崩れ等の発生は、一般的に一時間当たり雨量 20mm 以上、降り始めてからの雨量が 100mm 以上となったら危険性が増すとされており、大雨により土砂災害の危険度が高まった場合は、土砂災害警戒情報が発表されることとなっている。

以上のことから、避難勧告等の避難情報の発令を判断する基準については、次のとおりとし、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、警戒巡視、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断を行う。

なお、巡回中の職員等が土砂災害の前兆現象を確認した場合は、発令基準によらず、直ちに避難情報の発表を行う。

| 避難情報 | 判断基準 | 対象区域 (土砂災害危険箇所内の住家等を基本とする) |
|-----------------------------------|---|--|
| 避難準備・ 高齢者等避難 開始 (警戒レベル3) | <p>ア 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表されたとき。</p> <p>イ 降り始めてからの雨量が100mmを超え、1時間雨量が20mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想されるとき。</p> | <p>北海道土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（橙赤） (警戒レベル3相当情報)</p> |
| 避難勧告 (警戒レベル4) | <p>ア 「土砂災害警戒情報」（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき。</p> <p>イ 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき。</p> <p>ウ 降り始めてからの雨量が100mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される場合。</p> | <p>メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（赤うす紫、濃紫） (警戒レベル4相当情報)</p> |
| | <p>エ 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。</p> | <p>当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）</p> |
| 避難指示 (緊急) (警戒レベル4) | <p>ア 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき。</p> <p>イ 避難勧告発令（警戒レベル4相当情報）後、継続して雨が降り続けているとき。</p> | <p>記録的短時間大雨情報が発表された地域（発表文で確認。例：〇〇町北部付近）及びその周辺の地域のうち、メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（うす紫、濃紫） (警戒レベル4相当情報)</p> |
| | <p>ウ 土砂災害が発生したとき。</p> | <p>当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）</p> |
| | <p>エ 土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。</p> | <p>当該現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）</p> |

第8 避難情報の周知方法

住民への避難情報の伝達は、電話、口頭伝達、広報車、緊急速報メール等により周知を行う。

第9 避難及び救助

災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときにおいては、第5章第3節「避難対策計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立ち退きを勧告又は指示するとともに関係機関に通知し、避難誘導等の協力を得るものとする。

第10 土砂災害に対する防災意識の高揚

住民組織等と連携を取りながら、土砂災害に対する認識や防災意識を高めていくとともに、危険区域の住民に対しては、河川等の異常（山鳴り、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第15節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町は、道及び防災関係機関とともに積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

1 北海道

ア 災害の発生により応急対策を実施する場合は、町と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずる。

イ 災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

2 砂川警察署

ア 災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想される場合は、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、町長が避難を指示できないと認めるとき、又は町長から要請のあったときは、避難を指示して誘導する。

イ 災害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施する

3 町

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意する。

ア 積雪・寒冷期に適切な避難勧告、避難指示（緊急）ができるようにしておくこと。

イ 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア

- (1) 道路管理者は、一般国道、道道、町道及び高速自動車道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(2) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

(1) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

(2) 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

ウ 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な資機材等の確保に努める。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想されるため、町及び道は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図るよう努める。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難所等、避難路の確保

町、道及び防災関係機関は、積雪期における避難所等、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 収容避難所対策

町は、避難所における暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した生活用品や資機材（毛布、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄と冬期間でも使用可能な屋外トイレを協定等により確保に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所確保に努める。

2 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

3 避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町及び道は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存

住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。

また、応急仮設住宅は、避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための対策を検討する。

第16節 複合災害に関する計画

町、道及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するための対策は、この計画の定めるところによる。

第1 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努める。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。
- 3 町及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

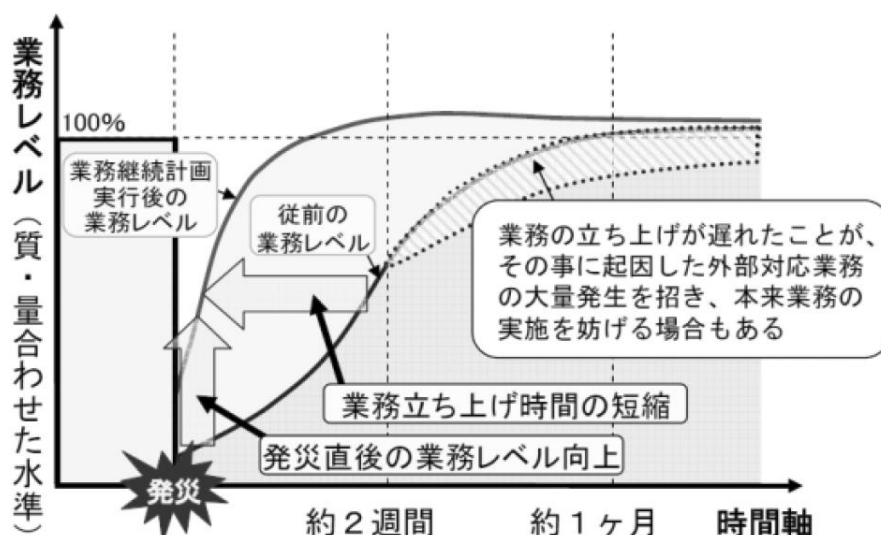
第17節 業務継続計画の策定

町、道及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に道、町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

<業務継続計画の作成による業務改善のイメージ>



第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。